

1 事業名

令和7年度佐賀県飲食産業ブランド化プロジェクト(佐賀ラーメン) 業務

2 事業の趣旨

地域の特色ある食は、地域商業活性化のための重要なコンテンツの1つである。特に、日本の"国民食"となったラーメンは、今や国内だけでなく世界中を魅了しており、ご当地ラーメンを目当てに訪れる客も少なくない。その中でも、佐賀県近隣の博多、長浜、久留米、熊本などはご当地ラーメンとして幅広く知られているが、佐賀ラーメンはまだ認知度が低く、チャンスを十分に活かしてきていないのが現状である。

本事業では、佐賀ラーメンの歴史を紐解き(定義づけ、系譜を辿る)、多くの人に刺さるストーリーを新たに構築し、国内外に情報発信することでブランドを確立するとともに、佐賀ラーメンをきっかけとした幅広いターゲット層の誘客を図ることで、地域商業の活性化を目指す。

○ここで述べる「佐賀ラーメン」とは、以下狭義と広義の両方を含みます。

(狭義)：九州の豚骨ラーメン文化を受け継ぎながら、佐賀独自の進化を遂げたラーメンのこと。

(広義)：佐賀県内で営業しているラーメン店で提供されるラーメンのこと。※全国チェーン店を除く。

3 委託業務

- (1) 佐賀ラーメンブランド化業務
- (2) 佐賀ラーメン情報発信業務
- (3) 地域おこし協力隊導入・伴走支援業務

※ (1)～(3)について、相乗効果が得られるように業務設計を行うこと。

4 業務内容

(1) 佐賀ラーメンブランド化業務

佐賀ラーメンの歴史を紐解き(起源、系譜、定義など)、多くの人に刺さるストーリーを構築することにより、ブランド化を図ること。なお、次年度以降に予定している佐賀ラーメンの定義づけ、佐賀ラーメン史の編纂に向けた取り組みとして、少なくとも以下①から③までを満たすこと。

※定義づけから編纂にあたり、食文化研究など、その分野に見識のある専門家等の監修のもと行うなど、一定の信頼性を担保できる手法を取る必要があるため、以下①～④を実施するにあたっても適宜、専門家等の助言を得ながら進めること。

①ラーメン店への取材・執筆

- ・佐賀ラーメン史の編纂およびブランド確立のために欠かせない店舗・人物を選定し、随時取材・執筆を行うこと。
- ・取材・執筆するにあたり、これまで佐賀ラーメンの各店舗の成り立ちや歴史などについて取材し、

佐賀ラーメンに関する記事を10本以上執筆している記者を中心に据えて、本業務を遂行すること。

例) 記者名:小川祥平氏(西日本新聞社報道センター次長、ラーメン記者)

<https://www.nishinippon.co.jp/writer/show/162/>

・取材する店舗・人物等の選定、編集の方向性については、県産業政策課と別途協議の上行うものとする。

・取材件数(想定):15軒程度

②ラーメン店へのアンケート調査

・佐賀ラーメンの情報発信に必要な情報収集のために、県内のラーメン店へアンケートを行うこと。

・得られたアンケート結果の集計を行うこと。

・店舗の選定、アンケート内容については、県産業政策課と別途協議の上行うものとする。

・取得件数(想定):30軒程度

③過去の文献検索等情報収集

・佐賀ラーメンの定義づけ、佐賀ラーメン史の編纂に欠かせない文献検索等情報収集を行うこと。

④その他

・その他、佐賀ラーメンのブランド化に必要な取組を行うこと。

(2) 佐賀ラーメン情報発信業務

(1)の業務で得られた情報や構築したストーリーなどをもとに、少なくとも以下①～⑥に取り組み、佐賀ラーメンの歴史、各店舗の魅力などを国内外に情報発信することで、佐賀ラーメンブランドを確立するとともに、佐賀ラーメンをきっかけとした幅広いターゲット層の誘客を図ること。

①専門雑誌、Webメディア等でのコラム連載など

・ラーメン専門雑誌、Webメディア等でのコラム連載など、ラーメンに関心のある人に向けた情報発信を行うこと。

・掲載回数:少なくとも3回以上行うこと。

②ウェブサイト等の構築・情報発信

・専用ウェブサイト(Note等ブログプラットフォーム等でも可)を構築し、定期的に情報更新すること。

・SNSでの情報発信(4(3)に記載)と合わせた相乗効果が得られるように運用すること。

・更新頻度:少なくとも月1回更新を行うこと。

③県内フリーペーパー各誌への掲載

・県内各市町で発行・配布されている各誌フリーペーパーへ掲載すること。

・掲載数:少なくとも3誌以上掲載すること。

④ケーブルテレビの取材・編集・放映

・佐賀ラーメンブランドを確立するために欠かせない店舗を選定して取材を行い、県内ケーブルテレビにて放映すること。なお、店舗の選定、編集の方向性、放映期間にあたっては、県産業政策課と別途協議の上行うものとする。

・取材件数(想定):5軒

・動画尺(想定):5分程度にまとめる

・放映回数(想定):5回以上

⑤POP(のぼり旗等)の制作

・外から見て視覚的に佐賀ラーメンのお店と識別できるPOP(のぼり旗等)を制作し、掲示に賛同してもらえる店舗を募ること。

・制作、掲示数(想定):15以上

⑥その他

・その他、効果的な情報発信に関する取組を行うこと。

※①~⑥について、相乗効果が得られるように業務設計を行うこと。

<4(1)、(2)の留意事項>

(1)取材及び編集時には、受注者の責任において肖像権、著作権ほか権利関係の処理を行うこと。また、取得した情報や作成したコンテンツは令和8年度以降も活用するため、県が指定する形式で納品を行うこと。

(3) 地域おこし協力隊導入・伴走支援業務

地域おこし協力隊の導入(募集~採用)に係る業務を行うこと。また、隊員が業務に専念でき、より良い結果を出せるように側面支援を行うこと。

<背景>

県は、本プロジェクトをより良い結果に結びつけるためのメインパーソンの1人として、地域おこし協力隊を導入し、以下業務等を担ってもらうことを目的としている。

<隊員の主な業務>

①各店とのネットワーク構築を図り、よりお店に近い立場での情報収集を行う。

②協力可能な県内ラーメン店での簡易修行などを通じて、佐賀ラーメンへの理解を深めてもらう。

③SNSを活用した情報発信を行う。 ※各種SNSのアカウントは、別途県にて取得・管理する。

・幅広い層にリーチできるよう、各種SNS(InstagramやTikTok、youtube、Xなど)の特徴に応じて使い分けをした発信を行う。

・発信頻度:少なくとも週1回以上行う。

<導入・伴走支援業務の詳細>

①地域おこし協力隊の導入支援業務

地域おこし協力隊の導入(募集~選考~採用)に係る業務を行うこと。

※選考自体は県にて行うが、導入(募集~選考~採用)に係る一連の業務のサポートを担うこと。

なお、協力隊の募集要件は以下のとおり。

【募集要件】

・採用人数:1名

・年齢、性別:不問

・採用形態:県の会計年度職員として採用予定

- ・採用時期:契約締結後速やかに募集を開始し、最短スケジュールで着任させること
- ・採用年数:1年(～令和8年3月31日) ※最長3年間
- ・求める人物像:佐賀ラーメンの食文化に関心があり、コミュニケーション能力が高く、情報発信等が得意な方

【選考方法】

- ・1次選考(書類審査)
- ・2次選考(面接)

②地域おこし協力隊の伴走支援業務

採用した上記隊員に対して、以下(a)～(c)の伴走支援体制を構築し、隊員が業務に専念でき、よりよい結果を出せるように側面支援を行うこと。

(a) スキルアップ支援など仕事面のサポート

例) 写真・動画撮影、SNSでの情報発信などの技術的な支援 など

(b) 地域との関係づくりなど生活面のサポート

例) ラーメン店主との関係構築に係るサポート、その他生活面での困りごとの支援 など

(c) 任期後の将来についてのコーチング など

例) 将来のキャリア設計に関する相談対応 など

<留意事項>

隊員は県の会計年度職員として採用予定のため、隊員の人件費および活動費は見積書からは除外すること。なお、隊員の導入・伴走支援費(上限100万円)は見積書に積算すること。

5 完了報告等

受託者は、委託業務の履行期間が満了したときは、直ちに業務の実施状況に関する完了報告書及び成果物を県産業政策課に提出し、検査を受けなければならない。

6 委託契約期間

契約締結日から令和8年(2026年)3月31日まで

7 委託上限額

10,275,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、そのうち1,000,000円は4(3)地域おこし協力隊導入・伴走支援業務分とすること。

8 代金の支払い方法

完了払とする。

ただし、受託者からの請求があれば委託料の5分の4を限度として前金払いを可能とする。

9 事業実施にあたっての留意事項

- (1) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (2) 情報の適正な管理に努めること。
- (3) 受託者は、事業の実施に当たっては、県産業政策課と十分に打合せを行い、承認のうえ行うこと。
- (4) 受託者は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、県産業政策課に協議を申し出ることができる。この場合、県産業政策課は、やむを得ないと判断した場合は、見積決定額の範囲内において仕様の変更に応じる。
- (5) その他、必要に応じて県産業政策課と協議を行うこと。
- (6) 本業務における成果物の著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受託者が本業務の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て佐賀県に帰属するものとする。
- (7) 本委託業務を実施するに当たり、第三者（県及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合は著作権処理等を行うこと。